

此レガハ出来ルト思ヒマシ
 故ニ諸君ニ必除誠意ヲ持テテ大ニ自重シテ頂キタイト思
 ヒマス 卑シキレニ諸君ノ行動ハ何レ諸君ノ朋友ノ将来ノ上
 大ナル影響アリ、凡ト云フ点ニテモ、所シテ下レ切角
 奮勵アリニ年々切ニ希望シマシ
 皆木ニ勤ノ日等ハ追テテ通知アリシマシマシ、
 知望ヤ 程イマス
 早！

要 求 書

一 如何ナル理由ニ基カントモ解雇絶対反対
 二 退職手当ノ制定

(基準)

- 一 勤続六ヶ月以上一年未満ニ十日分
- 二 一年以上一ヶ月増ス毎ニ一日分
- 三 休業中ノ日給全額支給

昭和四年七月十七日

代表者

- 福田 芳三 郎
- 倉井 政 志
- 広 沢 卷三 郎
- 大 橋 徳 助
- 渡 辺 善太 郎
- 関 谷 龜之 助

細井鏡工場 御中